

米に関する Vesting（権限付与）の 布告についての再審査(2016年12月)

(オーストラリア NSW 州 第一次産業局)

解題・翻訳 新海 宏美
吉田 俊幸

解題	2
米に関する Vesting（権限付与）の布告についての再審査	14
重要な要点	14
1. 再審査の背景	16
2. 2016年の再審査	20
3. 生産者へのプレミアムの利益	22
4. 米の Vesting 政策及び関連した競争制限の目的	28
5. 米に関する Vesting 政策の費用	35
6. 追加的要素	39
7. 勧告	41
8. 補填 NSW での米に関する Vesting の再審査の歴史	45
再審査の経過	47
感度分析結果	48

解題

新海 宏美（日本大学経済学部准教授）
吉田 俊幸（一般財団法人農政調査委員会
理事長）

本稿は、2016年12月にオーストラリア New South Wales(NSW)州政府の第一次産業局が公表した「Review of Rice Vesting Proclamation」の主要な部分である。この再審査（Review）の目的は、米マーケティング・ポートに付与された Rice Vesting が、輸出販売において生産者へのプレミアムの利益の実態にもとづいて正当化できるかどうか検討し、延長の可否を評価することである。この再審査は、NSW 州政府の the National Regulatory and Competition Reform Compact（国家規制改革・競争推進協定）の指示のもとで実行された。同時に、再審査の過程、資料、審査結果は公開、公表されている。

ところで、TPP11 が平成 30 年 12 月 30 日に発効する。この協定により、オーストラリアに対して WTO の米輸入枠とは別に 6 千 t の特別輸入枠（3 年後には 8400t）が SBS 方式で設定される。なお、28 年度でのオーストラリアからの日本の輸入量は SBS 方式を中心として約 7 千 t であり、米国、タイに続く第 3 位である。特別輸入枠が上乗せされると、1 万数千 t のオーストラリア米が継続して輸入される。この量は日本からの海外への米輸出量を上回る水準である。また、オーストラリアは、カリフォルニアと並んで品質面でも量的にもジャポニカ米の日本への潜在的な輸出余力がある地域でもある。1 万数千 t の米が安定的に輸出されることになると、日本国内でのオーストラリア米の需要の開拓・定着及び日本向けの品種改良や栽培が進展する可能性が強い。

ところが、オーストラリアの最近の米産業や政策、制度について、日本では生産性の高さ、干ばつの被害、輸出の独占企業の存在等が断片的に知られている程度であり、オーストラリアの米産業に関する正確な実態を踏まえた対応が求められている。

再審査の報告書はオーストラリアの米産業、制度の現状について、基礎的な

※無断転載禁止(c)一般財団法人農政調査委員会

資料を提供する内容となっている。

オーストラリアの米生産

まず、オーストラリアの米生産の概要を審査報告に基づき整理する。米はオーストラリアで 3 番目に大きな金額の輸出穀物であり、9 番目に大きな金額の輸出農畜産物である。

米生産は、NSW 州の南部地域の Murray（マレー）、Reverina（リベリナ）に集中している。そのシェアは全体の 99.6% である。NSW 州では、1990 年代には約 1500 の企業的な米農場が存在したが、現在では、560~745 農場まで減少した。そして、北部地域でわずか 25 農場である。

NSW での米生産量は、2012/13 年から 2014/15 年の間に、690 千 t から 1160 千 t である。この生産額は、270~300 百万 \$A である。米生産量のピークは、2001/02 年の 170 万 t であった。2007/8 年の干ばつ時には、2 万 t より少ない量となった。現在、通常年では生産量は約 100 万 t 前後である。

米は輸出作物であり、干ばつの影響がない年には米生産量の 80% 以上が約 60 の国（中東、パプアニューギニア、日本をはじめとするアジア、太平洋沿岸国）へ輸出されている（RGA2016）。

現地でのヒアリングと資料によると、米農場の典型的な経営規模は約 500ha（マレー川流域）前後であり、平均収量は 10t/ha（粳換算）であり、世界最高水準となっている。なお、最も高い収量は 13t/ha である。100 万 t と仮定する、1 農場当たりの生産量は 1400~1700t、生産額は 50 万 \$A となっている。

米農場は米のみを栽培しているのではなく、輪作体系による幾つかの作物を栽培している。米は夏作物であるが、最近では夏作物に綿花が導入されてきている。南部の NSW（米の栽培地帯）の気象条件により適した綿花の新しい品種が開発されたためである。冬作として小麦、大麦もしくはカノーラ等が栽培されている。さらに、灌漑水を節約するために、近年、豆科作物と羊等の放牧も輪作体系に組み込まれている。米（綿花）と冬作物と放牧とが基本的な輪作体系となっている。

(注) 現地でのヒアリングによると、米の作付面積は平均 150~200ha であり、経営耕地の 2/3 は小麦(冬作物)もしくはドライゾーン(羊等の放牧)である。1990 年頃、塩害が深刻化し、干ばつの被害を抑制するため、耕地面積の 1/3 は、灌漑を実施しないこととなった。また、綿の所得は小麦等よりも良い。

干ばつの年に米の生産量が大幅に減少するのは、米栽培には大量の灌漑用水が必要であるが、干ばつ年には配分量が削減される上に、果樹のような多年生作物栽培している農家や小さな面積の牧場のように生産を維持することにより経済的なメリットをもつ他の農場へ、米生産者は水を販売している。そのため米の作付面積が大幅に減少するのである。

Rice Vesting とは

米の輸出独占の法的な根拠で、米の基本的な制度が、今回の審査の対象となった Rice Vesting Proclamation (現在は NSW の州法) である。

それでは、Rice Vesting とは何か。再審査の報告書の冒頭で述べているように「Rice Vesting」は、「米生産者と地域コミュニティとの全体の利益を確保することを目的」としている米市場法 1983 年 (the Act) によって規定されている。

直訳すると、「米に関する権限の付与」となるが、以下の内容を包括している。この規定により、NSW で生産された全ての米は、米マーケティング・ボード (the Board) の法的に裏付けされた所有物となる。現地でのヒアリングによると、生産者は収穫後、7 日以内にボード (代理人としてのサンライス社) へ米を納入することになっている。

2006 年までは、ボードは、サンライス社を唯一つの代理業者として、任命していた。サンライス社は、実際の米の集荷から輸送、保管、精米包装、販売、米加工品の製造までは、米に関する全ての業務を担っている。ボードの仕組みとサンライス社の業務からわかるように「Rice Vesting」とは、単なる販売独占に限定される内容ではなく、米の集荷から加工・販売までの NSW で生産された米に関する全ての権限を付与することである。その結果、ボードの代理業者

であるサンライス社は、米に関連する様々な事業を展開し、オーストラリア内で独占的地位を占めている。同時に、サンライス社は米に関する様々な事業展開を通じて「米生産者と地域コミュニティとの全体の利益を確保すること」が求められ、実現している。したがって、本稿、本翻訳では Vesting を日本語訳にはせず、原文の Vesting のままにした。

なお、2005 年 10 月、ボードは国内市場を規制緩和することに同意し、2006 年より、同州産のコメを国内販売に向ける場合には、そのコメを輸出に回さないという条件のもとで、ボード以外の認定買入業者にも購入を認めた。認定買入業者は、ボードに申請して免許を受ける必要がある(一定の条件と手数料、免許料を負担する)。現在はサンライス社を含めて 10 社が免許を受けている。サンライス社は輸出(通常年では生産量の約 8 割)についてのボードからの唯一の代理業者であり、同時に、国内市場でも圧倒的なシェアをもっている。なお、オーストラリアでは、米の輸入は認められている。

通常年では、オーストラリア米の生産量は約 100 万 t であり、うち約 80 万 t 以上が輸出されている。一方、オーストラリアでの精米に対する国内総需要量は、350 千 t に近い水準である。干ばつの被害のない年でも、この需要に応えるため、輸入米が少なくとも 150 千 t (国内需要の 43%) が必要であり、一方、オーストラリア米がおおよそ 200 千 t (同 57%) となっている。

サンライス社の出資構成と買取システム

なお、サンライス社は米生産農家が株主であり、協同組合的な経営をおこなっている。1990 年代初めには、約 2000 名の米生産者が存在したが、現在では 560~745 名に減少している。各種資料によると、サンライス社への出資生産者数は約 1500 とされており、現役の生産者数と出資者数との間には乖離が生じている。実際には、株主は A と B に区分されている。A は現役の生産者(ヒアリングによると 3~5 年の間に少なくとも 1 年間、米の生産、出荷実績のある生産者)に限定され、議決権をもつ。B は元生産者や雇用者であり、老齢年金を積み立てている。